

平成29年5月1日

## ファンド出資事業に係る出資審査プロセスの見直しについて

独立行政法人中小企業基盤整備機構 (略称:中小機構 所在地:東京都港区 理事長:高田 坦史)は、ファンド出資事業において、ファンド出資提案者 (ベンチャーキャピタル、投資会社 等)の皆様の多様なニーズにお応えし、出資審査を効率的に進めることを目的として「事前審査 制度」を導入するなど審査プロセスを見直すことといたしましたので、お知らせします。

中小機構では、我が国経済の活性化に繋がるベンチャー企業や中小・中堅企業を支援するため のリスクマネーの供給拡大に向けて、取り組んでまいります。

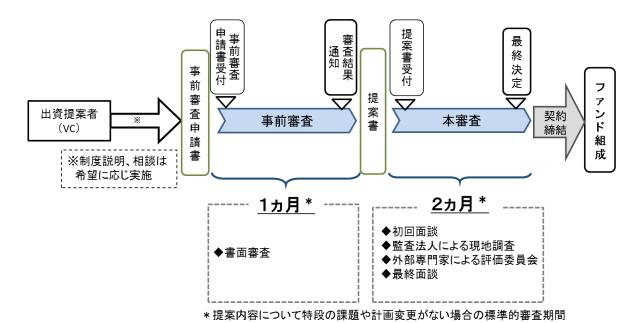
> 【本件に関するお問い合わせ先】 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

ファンド事業部ファンド事業企画課(福本、加藤、藤倉)

住所:〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

電話: 03 - 5470 - 1672 (ダイヤルイン)

## ◆ファンド組成までの流れ:審査プロセス



## (留意事項)

- ・中小機構への出資提案は随時受け付けております。
- ・ファンドの組成をお考えの方は、各ファンドの出資要件をご確認いただいたうえで、ご相談ください。
- ・中小機構は、事前審査申請書の提出を受けて事前審査を開始します。
  - ※事前審査では、次の事前審査事項をもとに中小機構の出資先として計画内容が妥当である かについて、書面で確認し判断いたします。

## 【事前審査事項】

- ① 申請内容が政策的意義を有し、機構の出資要件を満たしていること
- ② 出資提案者が適当なトラックレコード等を有していること
- ③ 主要な出資候補者が組合員名簿に記載されていること
- ④ 出資提案者の運営体制及び役割分担が整備されていること
- ⑤ 利益相反事項が整理され、対応策が示されていること
- 事前審査終了後、事前審査の結果について、文書にて通知します。
- ・主要LPの出資見通しが確認できた段階で、提案書の提出を受けて本審査を実施します。
  - ※本審査では、中小機構の出資先としての適格性について、現地調査や評価委員会によって外部専門家のチェックをいただくなど法務・会計面を含めた総合的な審査を行い、中小機構の出資約束額を決定いたします。
- ・出資決定後、契約協議を経て、投資事業有限責任組合契約を締結します。